

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 産業廃棄物処理施設の変更の許可申請 (循環型社会推進課) 一
- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 二
- 公有水面埋立ての免許出願 (水産業基盤整備課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 三

告 示

○宮城県告示第六百三十号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設定に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十八年七月十九日

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 名称 丸興産業株式会社
- 二 所在地 宮城県石巻市鹿又字欠山五十一番地
- 三 代表者の氏名 代表取締役 小野寺 靖
- 四 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県石巻市鹿又字欠山五十一番地
- 五 産業廃棄物処理施設の種類の破砕施設
- 六 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類
- 七 申請年月日
平成二十八年六月二十三日
- 八 縦覧場所等
- 九 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)
- 十 縦覧期間 平成二十八年七月十九日から平成二十八年八月十九日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 十一 意見書の提出期限等
- 十二 提出期限 平成二十八年九月五日
- 十三 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)
- 十四 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること)。
- 宮城県告示第六百三十一号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
平成二十八年七月十九日
- | 名 称 | 所 在 地 | 認定年月日 | 認定の有効期限 |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 医療法人社団仙石病院 | 東松島市赤井字台五十三 | 平成二十八年七月十七日 | 平成三十一年七月十六日 |
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 宮城県告示第六百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二〇〇五二〇	事業所の名称及び所在地	訪問介護たすくろ登米市米山町善王寺石神十六一七	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護	設置者名	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	指定年月日	平成二十八年七月一日
-------	-----------	-------------	-------------------------	---------------	----------------	------	-------------------	-------	------------

○宮城県告示第六百三十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十八年八月二十四日	丸森町 全 域	午前十時半から 午後三時まで	丸森まちづくりセンター
八月二十五日	丸森町 全 域	午前十時半から 午後三時まで	丸森まちづくりセンター
八月二十六日	山元町 全 域	午前十時から 午後三時まで	山元町役場仮庁舎西側公用車庫
八月三十一日	東松島市 鳴 瀬	午前十時半から 午後三時まで	東松島市役所鳴瀬庁舎
九月一日	東松島市 矢 本	午前十時半から 午後三時まで	東松島市矢本保健相談センター
同 九月二日	東松島市 矢 本	午前十時半から 午後三時まで	東松島市矢本保健相談センター

○宮城県告示第六百三十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部で行う。

平成二十八年七月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 出願年月日
平成二十八年六月二十四日
- 二 出願人の名称
利府町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種浜田漁港区域内

宮城県宮城郡利府町赤沼字浜田百二十三番地、百三十番地及び百三十六番地に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ昭和五十八年十月十一日付け宮城県公報の宮城県告示第千二百二十号でしゅん工認可の告知がされた埋立地と公有水面との境界線（DL+1・9mより決定）、②の地点から⑤の地点まで順次結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 宮城県塩竈市杉ノ入裏地先の岩井島東北端の基点（北緯三八度二〇分三四・二秒、東経一四一度〇二分四二・五秒）から三五〇度〇〇分〇二秒 七三九・八四四メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二四四度〇六分五七秒 三九・五七八メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一五四度〇六分一四秒 一七・九〇三メートルの地点

④の地点 ③の地点から 六四度〇六分一四秒 三九・六五三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 三三四度二八分五一秒 五・九三九メートルの地点

(三) 面積
七〇八・七〇平方メートル（埋立区域）

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種浜田漁港区域内

宮城県宮城郡利府町赤沼字浜田百二十二番地、百二十三番地、百三十番地及び百三十六番地の地内並びに同浜田百二十三番地、百三十番地及び百三十六番地に隣接する公有水面

(一) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と⑮の地点とを結んだ線により囲まれた区域
⑩の地点 宮城県塩竈市杉の入裏地先の岩井島東北端の基点(北緯三八度二〇分三四・二秒、東経一四一度〇二分四二・五秒)から三四九度四二分〇四秒 七五九・五〇八メートルの地点

(二) 面積

- ⑪の地点から 二四四度〇六分五七秒 五一・四八四メートルの地点
- ⑫の地点から 一五四度〇六分一四秒 二〇・〇〇〇メートルの地点
- ⑬の地点から 一五四度〇六分一四秒 二七・八七一メートルの地点
- ⑭の地点から 六四度〇六分一四秒 五一・一九二メートルの地点
- ⑮の地点から 一五三度五八分三五秒 二七・八〇七メートルの地点

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

平成二十八年七月十九日から平成二十八年八月八日まで

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年七月十九日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
栗原市築館字萩沢土橋三十二番二の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
栗原市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十八年七月十九日

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 走査型電子顕微鏡システム 一セット
宮城県知事 村 井 嘉 浩

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十九年三月十日(金)

4 納入場所 宮城県産業技術総合センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十八年八月三日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 佐々木 愛 電話〇二二一二一一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十八年八月三日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年八月三日（水）から平成二十八年八月十二日（金）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年八月十二日（金）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十八年八月十八日（木）午前九時から平成二十八年八月二十六日（金）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十八年八月二十六日（金）午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十八年八月二十九日（月）午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室
四 入札に参加することができる者 二に定める資格を有しない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。
3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Scanning Electron Microscope System. 1 set

2 Deadline for Delivery : March 10, 2017 (Fri.)

3 Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government

4 Deadline for Bid : August 26, 2016 (Fri), 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Ai Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only